

障害福祉サービスの利用の流れ

障害福祉サービスとは、
障害者総合支援法が定めるサービスの総称で、
具体的には介護のサービス「介護給付」と、
生活能力や仕事のスキルを身に付ける訓練を
提供する「訓練等給付」の2つをまとめて指します。

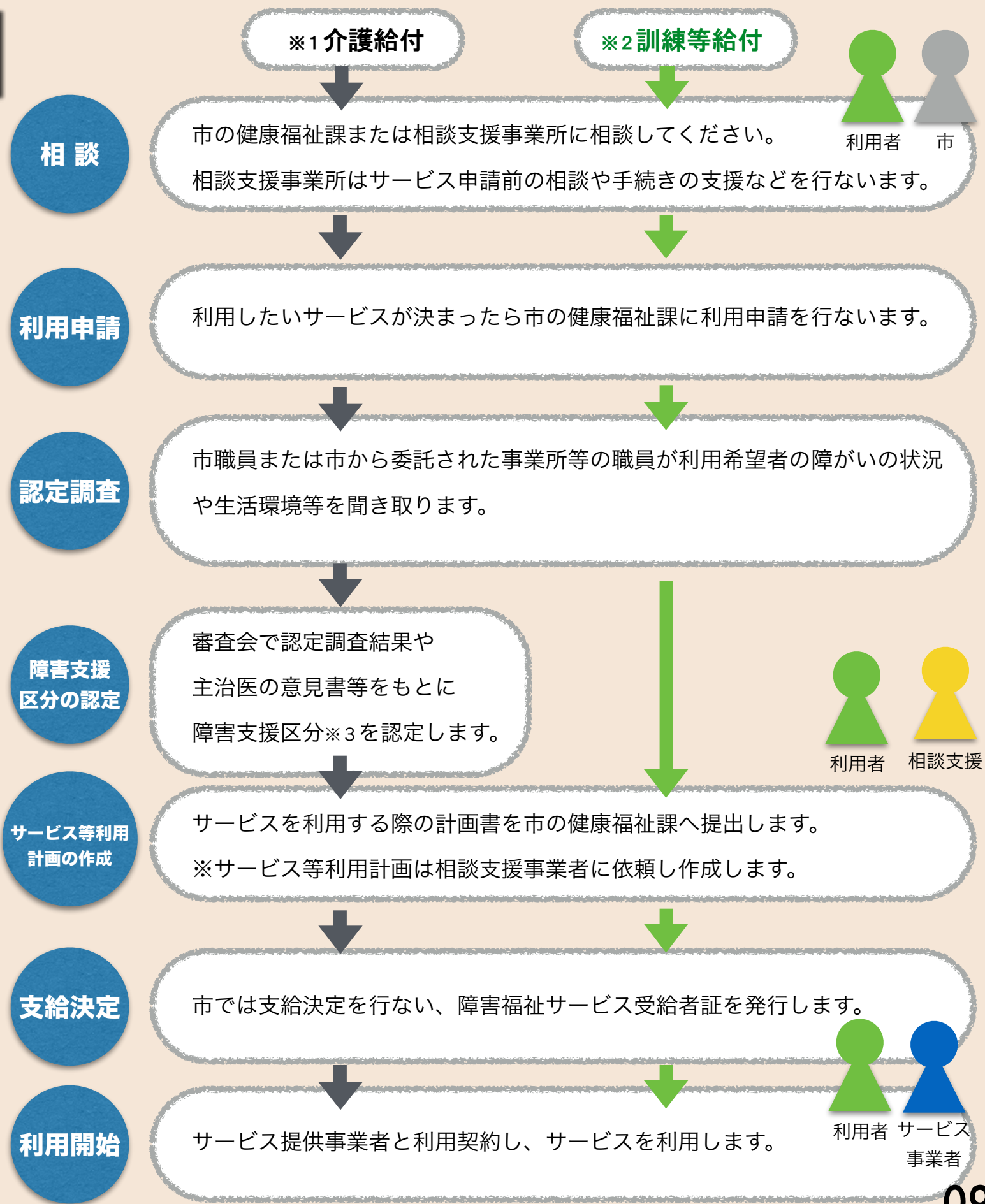
利用申請の際は、印かん、障害者手帳、自立支援医療
(精神通院) 受給者証、指定難病等受給者証、医師の診断書、
個人番号がわかるもの等をご持参ください。
相談支援事業者に申請の代行を依頼することもできます。



※1 生活介護で生産活動を行なう場合は「介護給付」に分類されます。

※2 「訓練等給付」には、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練のほか、就労定着支援や自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）が含まれます。

※3 障害支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い）です。



どこに相談する？

支援の対象となる方は、
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、
国指定の難病の方、または自立支援医療(精神通院)受給者証をお持ちの方です。

相談支援事業所 ①

そうま障がい者相談支援センター



地域で暮らす障がい児者や保護者等が、
住み慣れた地域で自立した日常生活や社会
生活を営むことができるよう相談に応じます。

生活で困ったことがあれば
ご相談ください。



基本データ

[運営] (社福) 相馬市社会福祉協議会
[住所] 〒976-0013
相馬市小泉字高池357番地
(相馬市社会福祉協議会内)
[主な対象] 知的 (○) 身体 (○) 精神 (○)
障がい児 (○)

TEL (0244) 37-8668

相談支援事業所 ②

陽だまり



陽だまりは、障がい者やその家族が地域生活で安心
して生活して行くために必要な、障害福祉サービスや
悩み事の相談に応じます。「自宅にいることが多く、何か
活動できる場所はないかな?」、「生活のことで困って
いる」などご相談ください。

生活全般の困りごとも
ご相談ください。



基本データ

[運営] (一社) ひまわりの家
[住所] 〒976-0037
相馬市中野字北反町85番地
[主な対象] 知的 (○) 身体 (○) 精神 (○)
障がい児 (○) 地域移行 (○) 地域定着 (○)

TEL (0244) 26-7518

相談支援事業所 ③

ウィル障がい者生活支援センター



ウィル障がい者生活支援センターは、精神疾患・
カウンセリングなどの相談ができるクリニックに併設
して、計画相談を行なっています。

どんな生活がしたいですか?
いっしょに考えましょう。



基本データ

[運営] (医社) メンタルクリニックなごみ
[住所] 〒976-0042
相馬市中村字川沼240番地
[主な対象] 知的 (○) 身体 (一) 精神 (○)
障がい児 (○)

TEL (0244) 26-9602

相談支援事業所 ④

なごみCLUB



ご本人や家族の困りごと・ご希望等をお聞きし、「地域で自分らしく暮らす」ことを一緒に考え、お手伝いします。障害福祉サービス利用のための申請や計画作成も行ないます。

主に精神障がいの方の
相談を行なっています。



基本データ

[運営] (NPO) 相双に新しい精神科医療保健福祉
システムをつくる会

[住所] 〒976-0016

相馬市沖ノ内一丁目2番地の8

[主な対象] 知的 (一) 身体 (一) 精神 (○) 障がい児 (一)
※なお、他の障がいお持ちの方について、問合せに応じます。

TEL (0244) 26-9753

相談支援事業所 ⑤

すずらん



相談を受けて、本人の解決すべき課題、その支援方針、利用するサービスなど丁寧にお聞きし、サービス等利用計画作成しています。
事務所は、ふきのとう苑の中にあります。

身体障がいの方は
ご相談ください。



基本データ

[運営] (社福) 相双記念会

[住所] 〒979-2532

相馬市富沢字松道19番地

[主な対象] 知的 (○) 身体 (○) 精神 (○)
障がい児 (一)

TEL (0244) 26-7751

概要

計画相談支援とは、

相談支援とは、障がいのある人が自立に向けた生活が送れるよう、また生活が少しでも便利になるように実施されている障害福祉サービスです。

事業内容 (計画相談支援)

- ・サービス等利用計画の作成
- ・支給決定後のサービス等利用計画の見直し (モニタリング)

※障害福祉サービス等の利用計画の作成(計画相談支援)は、**指定特定相談支援事業者**が行ないます。

地域相談(指定一般相談)とは、

計画相談支援に対し、地域生活への移行に向けた支援の事で、①**地域移行支援**と②**地域定着支援**があります。

①**地域移行支援**は、障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方などに対して、地域における生活に移行するため、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行ないます。

②**地域定着支援**は、入所施設や精神科病院から退所・退院した方、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方等に対し、地域生活を継続していくための支援です。

就労移行支援

アルファワークス



就労移行支援は、

一般企業等への就労を希望する65歳未満の障がいをお持ちの方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行ないます。

方針 自立に向けたチャレンジを応援します。

- ・ 仕事が長続きしない、失敗するのが心配だ。
 - ・ 学校を卒業したが不安だ。
 - ・ 他の事業所に通っているが就労を目指したい。
 - ・ 就労して自立したい。
- などのニーズに応えます。

内容

就労移行支援サービスは

『職業訓練』『職場探し』『職場定着支援』の3つの役割を担い、就労を希望する方の一連の就労活動をサポートします。

①職業訓練【通所前期・中期】

- ◎基礎体力の向上
- ◎集中力・持続力の習得

※ 一般企業への就職に向けて、事業所内カリキュラムにて就労に必要な知識・能力の向上を図ります。

{個々に合わせて立てられた支援計画}



②職場探し【通所後期】

- ◎求職活動
- ◎職場見学
- ◎職場実習



③職場定着支援【訪問期】

- ◎就職後の継続支援

※ 原則として、就職後6ヶ月間の職場定着支援を行ないます。相双障害者就業・生活支援センターと連携し、職場定着を目指します。



基本データ

- [運営] (一社) ジパング
- [住所] 相馬市尾浜字細田190番地の2
- [開所時間] AM 9:00~PM 3:00 (平日)
- [送迎の有無] 有り
- [定員] 就労移行支援事業 10名
自立訓練(生活訓練) 10名
- [工賃] 有り

TEL (0244) 26-7710

特別支援学校から就労継続支援事業所へ

就労継続支援の事業所で働くためには、
就労移行支援事業所が作成する**就労アセスメント**
が必要です。

本人の適性、能力に応じて
進路を選びましょう。



※1) **就労アセスメントの期間**は、相馬支援学校の生徒の場合は5日間です。

※2) **サービス等利用計画**は、相談支援事業者
に代わりご利用者やご家族、支援者が「セルフ
プラン」を作成することもできます。

就労アセスメント

特別支援学校卒業後に、**就労継続支援事業所**を利用
したい場合は、在学中の夏休み等を利用し、就労移行
事業所で**就労アセスメント**を受ける必要があります。

就労移行事業所で、**就労アセスメント**を受けるために
は、まず利用者が、市へ就労移行支援利用(暫定支給)
の申請をする必要があります。その時に計画をたてるた
め相談支援事業所を決めます。

就労アセスメントの期間は、概ね10日間※1で、就労移
行支援事業所で行なわれ、本人の能力や特性を見て、
就労アセスメントを実施します。その結果は相談支援事
業所に伝えられます。

その後、検討会議にて**就労継続支援事業所**(または
就労移行支援)の利用が**適当**と判断された場合は、相
談支援事業所がサービス等利用計画案を策定し、利用
者が、市へ**就労継続支援**(または**就労移行支援**)の利用
申請を行ないます。

市は、障がい者から提出された申請書と相談支援事
業所が作成した**障害福祉サービス等利用計画案**※2及
び**就労アセスメント**の結果を受け利用を決定し、**障害福
祉サービス受給者証**を交付します。利用者が、**障害福
祉サービス受給者証**を**就労継続支援事業所**(または**就
労移行支援**)へ提示し、契約後に利用開始となります。

市への相談



相談員



就労アセスメント



移行支援事業
(評価)



サービス担当者会議 (移行支援会議)



就労先決定

ミッキーズ・ハウス



様々な作業を提供しており、その中から、自分に合った作業を選んで作業に取り組んで頂けるよう配慮しております。日中活動の中で必要なマナーを身に付けて頂けるようにサポートさせて頂いております。

方針

ご利用者様に楽しく穏やかに過ごして頂けるよう、個々のペースに合った日課や作業を提供させて頂いております。また、月一回ご利用者様への聞き取りを行なうことにより、ご利用者様のストレス解消、事業所サービスの質の向上を図っております。

作業

- 電子部品関係
(部品の箱入れ・組み立て・はんだ付け等)
- 農作業
(野菜の生産・販売、市場への出荷等)
- 資源回収
- 自動車販売会社への施設外就労
(車のステッカーはがし・ペンキ塗り等)
- 自動車に関する作業(洗車等)

基本データ

[運営] (NPO) ジパング
 [住所] 相馬市塚部字新城下168-1
 [開所時間] AM 9:00~PM 3:30 (平日)
 [送迎の有無] 有り (無料)
 [定員] 20名 [工賃] 1万~2万円
 [主な対象] 知的 (○) 身体 (○) 精神 (○)

TEL (0244) 26-9442



工房もくもく



工房もくもくは、相馬に新しい福祉拠点を築くため、福祉の現場で働く人や教育の現場で働いてきた人、障がい者の親などの有志が作った福祉事業所です。働く場所を提供し、障がいがあっても楽しく働き、暮らせよう支援を行ないます。

方針

私たちが、大切にしていることは、
 1) 家を出て生活のリズムを作ること
 2) 働くこと
 3) 自立して暮らすこと
 一人ひとりのニーズに応じた支援を行なっていきます。

作業

- 自主製品の製造と販売
- シルク印刷、布用プリント
 - さをり織り
 - 紙すき
 - オリジナルボールペン作り
 - パソコンによるデザイン作業

基本データ

[運営] (NPO) みんなのしあわせプロジェクト
 [住所] 相馬市中村一丁目8-1 4
 [開所時間] AM10:00 ~ PM3:00 (平日)
 [送迎の有無] 有り (無料)
 [定員] 20名 [工賃] 0.5万~1万円
 [主な対象] 知的 (○) 身体 (○) 精神 (○)

TEL (0244) 26-4640

